

おいきらめきプラン

～ 大井町第 5 次総合計画～

大 井 町

目 次

第 1 編 序論

第 1 章 総合計画策定について	2
1 計画策定の主旨	2
2 計画の構成と期間	2
第 2 章 大井町を取り巻く現状	3
1 大井町の概要	3
2 人口動態	3
3 土地利用	4
4 財政状況	4

第 2 編 基本構想

第 1 章 目的	6
第 2 章 まちづくりの目標と施策の方向	6
1 まちづくりの目標	6
2 基本指標	6
3 施策の方向	6

第 3 編 前期基本計画

第 1 章 重点施策	1 0
1 大井町成長戦略	1 0
2 重点分野	1 1
第 2 章 施策別計画	1 2
第 1 節 協働	1 2
第 2 節 環境共生	1 4
第 3 節 安全	2 0
第 4 節 健康・福祉	2 2
第 5 節 産業	2 7
第 6 節 教育	2 9
第 7 節 計画の推進にあたって	3 3

序 論

- 1．総合計画策定について
- 2．大井町を取り巻く現状

第1章 総合計画策定について

1 計画策定の主旨

本町では、昭和44年度からの「大井町総合計画」を始まりとして以来、10カ年毎に町の指針となる計画を策定してきました。平成13年度から平成22年度を実施期間とした第4次総合計画「夢おい21プラン」においては、「あしがらの環境と調和した健康なまち」をまちづくりの目標として取り組んできました。

そして、平成23年度から始まる総合計画を策定する上で、今後、町行政を取り巻く状況は劇的に変化することが予想されます。少子・高齢化時代への本格的な突入に加え、人口減少時代の到来が見込まれています。また、厳しい経済情勢や雇用環境等により本町の財政は非常に厳しいものとなります。さらに、地球温暖化への対応、地方分権の進展など、これまでに経験したことのない課題が待ち受けています。

このような状況の中において、町民、議会及び町がともに知恵を出し、汗をかきながらまちづくりを進めていく、これからの大井町のあり方を示した総合計画の策定が必要となっています。

新しい総合計画では、町民憲章の理念を再認識し、大井町自治基本条例の理念に照らして、町民参加のもと、町の将来像を設定し、これからの町政の基本的な方向と施策を体系的に掲げ、策定しました。

2 計画の構成と期間

この計画は、基本構想、基本計画、実施計画の三層で構成します。

- 基本構想・・・平成32年度を展望して大井町の将来像を設定し、まちづくりの基本理念や施策の方向を定めます。
- 基本計画・・・10年間で前後5年に分け、前期基本計画を平成23年度～平成27年度、後期基本計画を平成28年度～平成32年度を期間として、施策の方向性を定めます。
- 実施計画・・・基本計画に基づいて、施策を実現するための具体的な事業を部門ごとに体系的に示します。

平成23年度 → 平成32年度

基本構想（平成23～32年度）

前期基本計画（平成23～27年度）

後期基本計画（平成28～32年度）

第1次実施計画
（平成23～25年度）

第2次実施計画
（平成25～27年度）

第3次実施計画
（平成28～30年度）

第4次実施計画
（平成30～32年度）

第2章 大井町を取り巻く現状

1 大井町の概要

大井町は、神奈川県西部、足柄上郡の東部に位置し、東西 5.62km、南北 5.18km、総面積 14.41km²を有しています。南は小田原市、西は酒匂川を境として開成町に、北は松田町と泰野市に、東は中井町にそれぞれ接しており、横浜市から約 50km、東京都心からは約 70km の距離にあります。

町の東西を東名高速道路が走り、北西部には大井松田インターチェンジを有するほか、東名高速道路と湘南地域を連結する重要な路線である国道 255 号が南北に走り、そのほか県道 6 路線が町内の主要な道路網を構成しています。

一方、鉄道は沼津と国府津間を結ぶ J R 御殿場線が国道とほぼ平行するように走り、町内には上大井駅と相模金子駅があります。

地勢的に見ると、大きく西の平坦部、東の丘陵部によって構成されています。平坦部は酒匂川を経て箱根連山に達し、北は丹沢山塊、東は大磯丘陵に囲まれ、南は小田原市を経て相模湾を望んでいます。

気候は、冬季においても寒冷な北風はほぼ防がれ、年間を通じて寒暖の差が少なく、住環境に適し、各種作物の栽培も行われ、太陽と水と緑が調和した豊かな自然環境にあります。

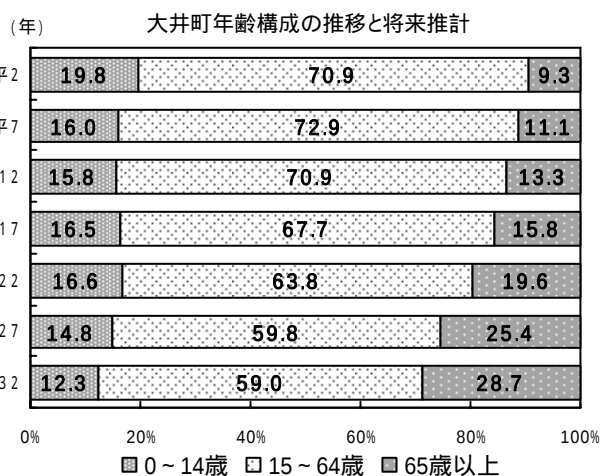
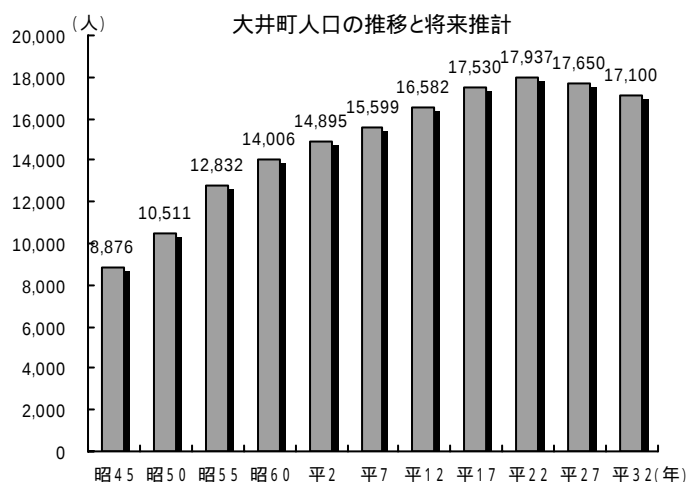
2 人口動態

本町の人口は、平成 22 年 1 月 1 日現在、17,937 人（男性 8,961 人、女性 8,976 人）となっています。これまで順調に伸び続けてきた人口も、平成 20 年中頃からは横ばいで推移しています。

年齢構成は、年少人口（0～14 歳）16.6%、生産年齢人口（15～64 歳）63.8%、老年人口（65 歳以上）19.6%であり、急激な高齢化が進展しています。

平成 18 年から平成 22 年までの人口動態を基に人口推計を行うと、平成 32 年には、総人口が 17,100 人となることが予想されます。平成 22 年をピークに人口は減少傾向に転じ、平成 27 年には、自然減の局面を迎えるものと推測されます。

また、年少人口 12.3%、生産年齢人口 59.0%、老年人口 28.7%となり、本町においても少子化が進むとともに、さらなる高齢化の進展が懸念されます。



昭和 45 年から平成 17 年までは国勢調査による各年 10 月 1 日現在の数値。

平成 22 年は神奈川県年齢別人口統計調査による平成 22 年 1 月 1 日現在の数値。

平成 27・32 年は各年 10 月 1 日現在の推計結果による数値。

3 土地利用

本町の土地利用を大別すると、平坦部では酒匂川周辺の農地と国道 255 号及び J R 御殿場線などの主要な交通軸に沿った市街地によって形成され、丘陵部では農地や森林といった自然的土地利用が大半を占めています。

平坦部では、人口の増加に伴い、宅地をはじめとした都市的土地利用が増加しています。また、町全域で農地としての土地利用が減少するとともに耕作放棄地が増加しています。

今後は、人口減少や少子高齢化、大手法人の移転・再編、経済環境の変化といった課題に対応した土地の利活用が求められます。

4 財政状況

大井町の財政状況を決算で見ると、歳入の柱である町税は大手法人からの税収の影響が大きいため、年度間の変動が大きくなっています。中長期的には人口減少や少子化の進展、大手法人の移転・再編等により減少していくことが見込まれます。

歳出の目的別内訳を見ると、高齢化等により民生費は増加傾向にありますが、土木費や公債費は減少傾向にあります。性質別内訳では扶助費が増加傾向にありますが、人件費は職員定数の削減等により抑制に努めています。

今後は、人件費、扶助費や公債費等の義務的経費の増加を抑制しつつ、新たな行政需要等への対応が可能となるよう安定的な財政運営が求められます。

基本構想

- 1．目 的
- 2．まちづくりの目標と施策の方向

第1章 目的

この構想は、町の現状認識と将来への見通しを基礎に、平成32年度を展望して、大井町の将来像を設定するものです。

また、町政運営の基本理念、施策の基本的な方向を示すとともに、今後、町民と町が一体となって進めるまちづくりの指針とします。

第2章 まちづくりの目標と施策の方向

1 まちづくりの目標

『ひとづくり・まちづくり・未来づくり』

恵まれた気候・自然環境の中で、町民同士の助け合いやふれあいが残る大井町では、今後も町民のニーズを大切にしたまちづくりを進めていきます。町民の健やかな心と身体を育むことを第一とし、町民一人ひとりが大井町に住んでいることを誇りに思い、将来に夢をもち、安全で安心して生活できるまちづくりを目指します。

施策の展開にあたっては、大井町の財産である自然環境の保全と住みやすいまちづくりを進めつつ、防災・防犯体制の一層の充実を図り、安全・安心なまちづくりを推進していきます。

また、自然・生活環境を整備し、安全な暮らしを守ることで町民の健康を確保し、町民と町との連携を深めます。

そして、大切なふるさとを皆で発展させていくという、強い意志をもったまちづくりを推進していきます。

2 基本指標

(1) 人口

人口推計を踏まえつつ、今後の土地利用の発展による人口増加を見込み、この基本構想の計画期間である2020年度（平成32年度）の人口はおよそ18,000人を想定します。

(2) 土地利用

恵まれた自然環境と地域の個性を活かし、町民が安全で快適に暮らせる生活空間の確保とまちの均衡のとれた発展を目指し、土地の有限性と公共の福祉への配慮を基本として計画的な土地利用を進めます。

3 施策の方向

まちづくりの目標に向け、7つの分野ごとに施策の方向を定め、個別の事業を実施していきます。

(1) 協働

協働のまちづくり

町民との情報の共有を図るとともに、協働のまちづくりを推進するための体制づくりに努めます。

地域社会

自治会等の地域活動を支援するとともに、地域活動の拠点となる集会施設の整備を支援します。また、人権の尊重や男女共同参画を推進し、誰もが平等に暮らせる社会を目指します。

(2) 環境共生

自然・生活環境

自然との共生や保全、地球温暖化対策や資源循環型社会の形成を進めるとともに、環境教育を推進します。また、生活環境の向上を目指し、衛生対策や公園の整備・活用に努めます。

都市基盤

住みよい住環境整備や計画的な道水路整備を推進するとともに、健全な上下水道の経営に努めます。また、公共交通機関にかかわる施設において、便利かつ快適に利用できるよう対策の充実に努めます。

(3) 安全

町民の安全・安心

自然災害等に適切に対応できるよう、地域における防災対策や防災意識の高揚を図るとともに、防犯・交通・消費生活対策に努めます。

(4) 健康・福祉

健康

ライフステージにあわせた健康づくりを推進するとともに、地域医療の充実と災害時医療体制の強化に努めます。

福祉

家庭や地域、行政などが相互に連携した地域福祉活動を支援、推進するとともに、次代を担う子どもの育成に努め、高齢者や障がい者（児）が暮らしやすく、誰もが生きがいをもって暮らすことができるまちづくりを目指します。

(5) 産業

農業

農業生産基盤の整備を行うとともに、遊休農地の解消や農業体験の機会提供に努めます。

商業・工業

各種イベントによる交流等を通じて、地域の商業・工業の活性化を支援します。また、企業誘致に向けて、インフラ整備等の推進を図ります。

観光

農業・商業・工業が連携したイベントの開催や広域的な連携による新たな観光プログラムを推進し、観光の振興に努めます。

(6) 教育

学校教育

幼稚園教育の充実を図るとともに、小学校教育への円滑な接続を推進します。また、幼稚園・小学校・中学校教育をとらえて、生きる力の育成に努めます。

社会教育

家庭、学校、地域と連携しながら青少年の健全育成に努めます。また、学習機会の提供を充実し、生涯学習活動を支援するとともに、生涯スポーツ環境の形成に努めます。

(7) 計画の推進にあたって

行政運営

行政改革を継続的に推進するとともに、安定的な財政運営に努めます。また、情報システムにおいても、効率的かつ効果的に行うため、広域での共同運用等の構築を検討します。

広域行政

広域的な行政課題に対応するため、近隣市町と連携し、共同事業の充実に努めます。

前期基本計画

- 1．重点施策
- 2．施策別計画

第1章 重点施策

1 大井町成長戦略

(1) 教育環境の整備

湘光中学校をはじめとする学校教育施設を整備・改修するとともに、次世代を担う子どもたちの健全育成のために諸環境の整備・充実を図ります。

(2) 産業立地と居住環境の創出

「金子吉原地区」の土地区画整理事業による良好な市街地の形成を促進します。

また、新たな企業の誘致等、企業経営が円滑に図れるよう土地の利活用について検討・促進します。

(3) 相和地域の活性化

人口減少時代を迎える中、交流人口の増加や農業の活性化を目指すため、特に人口減少が著しい相和地域において、農業基盤整備を行うとともに、「おおいゆめの里」の整備を推進し、ビクターセンターを中心に農業と連携した観光事業を展開します。

2 重点分野

1．町民とともに進める協働のまちづくり

「協働のまちづくり」の基礎を築くため、町民が安全・安心に暮らせる良好な環境を整備し、町民一人ひとりの健康を通じて、町民と町の協働によるまちづくりを推進し、町の発展につなげます。

<主な施策>

- 協働によるまちづくり
- 世代間の交流と次代を担う人づくりの促進
- 人材の発掘と育成
- 地域活動の支援

2．自然と共生し発展する社会の構築

本町の貴重な財産である自然環境を保全するとともに、町民・事業者・町が連携・協力しながら、地球・地域環境の保全を推進します。また、地域の特性を活かした住環境整備や環境保全型農業を推進し、人と自然が共生したまちづくりを目指します。

<主な施策>

- 地球温暖化対策の推進
- 自然環境の保全
- 新たな市街地の整備
- 幹線道路の整備
- 農業環境の保全と整備

3．安全・安心なまちづくりの推進

町民が安全で安心して暮らせるよう、自主防災組織をはじめとして、地域における防災安全対策や防災安全教育及び啓発事業の充実を図るとともに、防犯体制の充実や交通安全意識の高揚を図ります。

<主な施策>

- 消防体制と消防施設の充実
- 防災体制と防災施設の充実
- 防犯対策と防犯施設の充実
- 交通安全意識の高揚
- 交通安全施設の整備

4．町民と町の健康づくりの推進

保健・医療・福祉・教育の各機関と地域の連携を深め、地域全体で健康づくりを支え、町民一人ひとりが健やかに暮らせる環境を築きます。

また、優良企業の誘致をはじめ、総合的な産業施策を進めることにより、安定した財源を確保し、町財政の健全化を図ります。

<主な施策>

- 健康づくりの推進
- 地域支援事業（介護予防事業）の推進
- 総合的な産業施策

5．次世代を担う子どもたちの健全育成

幼稚園、保育園、小・中学校の連携を深め、子どもたちの基礎学力や体力、社会力の向上を図ることで、これからの大井町を担う子どもたちの健全育成に努めるとともに、幼児教育のより一層の支援・充実を進め、町の発展を目指します。

<主な施策>

- 保育体制・内容の充実
- 幼稚園教育の充実
- 幼稚園、保育園、小・中学校連携の充実
- 青少年の健全育成の充実

第2章 施策別計画

第1節 協働

1 協働のまちづくり

(1) 情報の共有

【現状と課題】

町民参加を促し、町民と町との相互の信頼に支えられた協働体制によるまちづくりを進めていくためには、大井町自治基本条例に定められている情報共有及び情報公開の原則に基づき、町民によりわかりやすい情報を提供し、町民意見や要望を適切に受け止めていくことが大切です。

本町では、広報紙や町のホームページなどで町民に広く情報を提供するとともに、広報機能の充実を図ってきました。

今後も、町政懇話会を開催し、「わたしの提案・意見」をより充実させ、幅広い層からの町民ニーズの適正な把握に努めながら、さらに、新聞や地域情報誌の活用により町民に積極的に情報を提供する必要があります。

【施策の方向】

町民と町とが互いに情報を共有し、理解を深めていくため、町民と町における情報の共有化や透明性・公開性を高めるとともに、行政情報の発信の場の拡充を図ります。一方で、まちづくりの指針となる町民ニーズの把握に努め、町政に反映させる体制の充実を進めていきます。

情報の発信

広報紙や町ホームページの充実により、また、新聞や地域情報誌の活用により町民に積極的に情報を提供します。

町民ニーズの把握

町政懇話会の開催や「わたしの提案・意見」制度を充実し、幅広い層からの町民ニーズの適正な把握に努めます。

情報公開の推進

町民の知る権利を保障するとともに、個人情報に配慮し、情報公開条例に基づきながら公開を推進し、町民と町における情報の共有化や透明性・公開性を高めていきます。

(2) まちづくりへの町民参加

【現状と課題】

大井町をもっと住み心地の良いまちにしていくためには、町民、議会及び町が協働してまちづくりを進めることが大切です。

今後、パブリック・コメント制度の積極的な活用により町民意見を集約し、町政に反映させる体制づくりを進めていく必要があります。

また、町民の自治運営への参加を促進していくことが必要です。

【施策の方向】

町民の自治運営への参加を促進し、町民主権の自治の実現を図ります。

協働によるまちづくり

町民の自治運営への参加を促進するとともに、町が自治会や各種団体等の活動を支援し、町民と町が一体となったまちづくりの推進を図ります。

また、パブリック・コメント制度を積極的に活用することにより、町が策定する計画等に町民の意見を的確に反映させます。

(3) 人づくりの推進

【現状と課題】

核家族化や都市化の進行など、様々な社会変化によって地域の人間関係や連帯感が希薄化し、子どもから大人まで社会における人とのつながりが大きく変化しています。そのため、人づくりにかかわる機会が少なくなってきました。

このような状況の中で、地域において世代間の交流の機会や次代を担う人づくりにかかわる場を提供し、積極的な参加を促すとともに、地域活動を継続・発展させていく必要があります。

【施策の方向】

人づくりに積極的に取り組むため、家庭・学校・地域の連携体制づくりを目指すとともに、地域社会に貢献できる町民の育成を図ります。

世代間の交流と次代を担う人づくりの促進

地域において世代間の交流の機会と次代を担う人づくりにかかわる場をつくるとともに、地域の自然や歴史、伝統文化の保存や継承に対する意識の向上、社会規範の習得ができるような体制づくりを促進します。

人材の発掘と育成

町民が主体となってまちづくりを推進できるよう、地域のために自らの能力を提供する人材ボランティアの登録を推進するとともに、指導者として地域の人づくりの促進に努めます。

2 地域社会

(1) 地域活動

【現状と課題】

自治会を中心とした地域活動が行われている中、地域の連帯性の希薄化、町民の自治会への加入率低下等が地域活動における大きな課題となっています。地域の特性を活かした自治組織の育成や連携の強化を図り、町民参加を促し、文化やスポーツ・レクリエーション、福祉等の各種活動でのふれあいをとおして、地域コミュニティづくりを推進していく必要があります。

また、集会施設については、地域活動拠点として有効的に活用する必要があるため、老朽化した施設については、建替え等を支援する必要があります。

【施策の方向】

自治会や各種団体等の活動を支援するとともに、地域活動の拠点づくりを進めます。

地域活動の支援

自治会等との連携を図り、その活動を支援するとともに、町民が積極的に地域活動へ参加できるような地域コミュニティの形成を推進します。

地域活動の拠点づくり

地域活動の拠点となる集会施設などの整備や建替えなどを支援します。

(2) 平等な社会の形成

【現状と課題】

わたしたちは、誰でも平等に社会に参加して、喜びや生きがいを実感しながら、生きていきたいと願っています。真に豊かな社会とは、人権が保障され、一人ひとりの人格が受け入れられる社会

と考えられますが、現在もなお、差別意識は根強く残っています。

本町では、人権侵害などに関する相談窓口などを設け、人権擁護体制の整備や人権教育を推進してきました。

また、男女共同参画への意識啓発を図るとともに、女性の社会参画を促進しています。

さらに、公共空間をはじめ、広報紙やホームページにおいてユニバーサルデザインの導入を図ってきました。

今後も、広報活動をととして男女共同参画の促進、ドメスティックバイオレンスを根絶するための意識啓発を推進する必要があります。

【施策の方向】

町民一人ひとりの人権が尊重される差別を許さない社会に向け、人権意識の啓発を推進するとともに、男女共同参画社会の実現に向け、町民の意識啓発を図ります。

人権の尊重

町民が人権について関心をもってもらえるような啓発活動や教育を推進し、お互いを認め合う、心のふれあうまちを目指します。

また、人権を守るため、人権侵害に関する相談窓口を引き続き開設します。

男女共同参画社会の推進

男女共同参画社会の実現へ向けて意識啓発を図るとともに、女性の積極的な登用などにより、女性の社会参画を促進します。

人にやさしいまちづくりの推進

障がいの有無や年齢、性別などにかかわらず、誰にでも隔たりがなく、やさしい社会を形成していくため、人にやさしいまちづくりの実践を進めます。

第2節 環境共生

1 自然・生活環境

(1) 自然との共生

【現状と課題】

地球規模で深刻化している環境問題は、地球の温暖化、生活環境の汚染・破壊等、その範囲は多岐にわたっており、日々、環境への負荷は増大しています。世界規模でも地球温暖化への対応をはじめ、環境再生の動きが高まっています。

本町においても、大井町環境基本計画に基づき、町民・事業者との連携により地球温暖化や自然環境の保全に向けた対策の実施や、町民等の意識啓発を図る必要があります。

【施策の方向】

地球温暖化など環境問題に関する情報提供、環境教育を推進するとともに、町内の森林・酒匂川等、優れた自然環境の保全を図ります。

地球温暖化対策の推進

地球温暖化対策を推進するため、温室効果ガス発生量を抑制する日常生活や事業活動の促進、太陽光発電装置の普及など自然エネルギーの有効利用の促進などを図るため、関連情報の充実や国・県と連携した温室効果ガス削減に関する施策を推進します。

また、町も自らの事業活動に伴い温室効果ガスを発生させている事業者であることから、削減目標達成に向けた取り組みの徹底を図ります。

自然環境の保全

かけがいのない郷土の財産である自然環境の保全を推進します。管理が不十分ことから荒廃が進む森林や里山を、自然に親しみ学習することができる空間としての利活用や整備を推進し、あわせて自然保護、防災対策を図ります。

また、酒匂川の清流、景観の維持に努めるとともに、町内の貴重動植物の保護と生物多様性の保全を図っていきます。

環境教育の推進

町の自然の素晴らしさを学習し、大切にしていこうとする心を育むため、町全体を自然博物館として事業の推進を図り、豊かな自然観の醸成に努めます。

(2) 生活環境の保全

【現状と課題】

本町の豊かな自然環境の維持や環境負荷の軽減のため、大井町環境基本計画に基づき、計画的な環境対策に取り組んでいます。

また、町自らが事業を行う上で環境に配慮した行動を推進することにより、環境負荷を率先して低減するよう努めてきました。

今後も、環境汚染の未然防止や町民主体の環境保全活動、美化運動を支援・促進し、環境に関する適正な情報を提供していく必要があります。

【施策の方向】

町民・事業者・町が連携し、きれいで環境への負荷が少ない生活環境の実現を推進します。

環境汚染の防止

事業者に対し、神奈川県生活環境の保全等に関する条例や関係法令等に基づき、公害の発生防止や公害発生時における早期対応の徹底を図るため、県と連携し、立ち入り調査、指導等を行います。

また、大気汚染を防止するため、廃棄物の野焼き防止の指導を実施するとともに、剪定枝破碎処理事業の推進により、未然防止を図ります。

環境の美化

酒匂川統一美化キャンペーン等の開催をはじめ、町民や事業者による自発的な環境美化運動の支援・促進等、環境美化に関する意識啓発活動を県や近隣市町と連携して行います。

また、環境パトロール等による不法投棄に対する監視活動や投棄物の撤去を実施し、その発生抑制を推進します。

情報提供と意識啓発

町民や事業者に対し、町の広報紙、ホームページ等により生活環境に関する情報を提供するとともに、学校等と連携した環境教育などをおして、環境問題に関する意識の啓発を図ります。

(3) 資源循環型社会の形成

【現状と課題】

自然の保全や環境問題への意識が高まる中、大井町環境基本計画に基づき、町民・事業者・町が協力しながら、ごみの減量化や再利用、再資源化に取り組むとともに、環境に配慮した基盤整備や町民主体の環境保全活動等につなげていく必要があります。

また、各種広報活動・キャンペーン等を通じて、ごみ問題に対する意識の啓発を図り、ごみの発生抑制を推進していくとともに、各種リサイクル制度の周知など資源の循環に関する意識の高揚も図っていく必要があります。

【施策の方向】

町民・事業者・町が一体となって、廃棄物の減量化や再資源化、適正な廃棄物の処理に取り組みます。

また、各種広報活動を通じた廃棄物に対する意識の啓発を図ります。

廃棄物の減量化、再資源化

町民や事業者に対し、廃棄物の減量化の促進や各種リサイクル制度の周知、廃棄物の分別収集の徹底や新たな分別収集の検討により、廃棄物の減量化、再資源化を推進します。

環境に配慮した廃棄物処理

環境に配慮した廃棄物の適正処理を図るため、足柄東部清掃組合の処理施設の整備・充実を図るとともに、廃棄物処理の広域化を検討・推進します。

情報提供と意識啓発

町民や事業者に対し、町の広報紙、ホームページ等により廃棄物に関する情報を提供するとともに、廃棄物に関する意識の啓発をとおして、廃棄物の発生抑制・分別の徹底を促進します。

(4) 衛生対策

【現状と課題】

近隣市町と連携して設置している、し尿処理施設の維持管理を図るとともに、施設運営の効率化に努めてきました。今後も、生活排水による悪臭などの公害を防ぐため、戸別浄化槽の適切な維持管理を行うよう意識啓発に努め、環境美化の推進を図る必要があります。

また、広域斎場の整備については、引き続き構成市町と協議により推進していく必要があります。

【施策の方向】

生活排水・し尿処理施設の維持・管理とともに、施設の適切な運営を推進します。

また、広域斎場整備の推進とともに、供用開始後の管理運営の検討を進めます。

生活排水・し尿の適正処理

生活排水による公共用水域の汚染防止のため、下水道処理区域外における合併処理浄化槽の設置の促進、並びに維持管理補助金制度による適正な維持管理の促進を図ります。

また、足柄上衛生組合の処理施設の適正な維持管理を推進し、し尿等の安定処理を図ります。

広域斎場の整備及び管理運営

関係機関とともに、広域斎場整備の推進及び供用開始後の管理運営の検討を進め、安定した操業の実現を図ります。

(5) 公園・緑地

【現状と課題】

町内における公園の整備水準はまだ低く、子どもから高齢者まで幅広く利用できる身近な公園の整備が必要です。地域住民の協力を得ながら既設の公園の再整備や緑地の保全を図るとともに、緑化推進運動を行っています。

また、「おいゆめの里」の整備事業を推進し、里山環境の保全・創造に取り組んでいく必要があります。

【施策の方向】

子どもから高齢者まで、幅広く利用できる既設の公園の再整備を地域住民と協力しながら推進するとともに、町民参加型の公園管理を継続・推進していきます。

また、「おいゆめの里」において、ボランティアを中心とした里山環境の保全・創造を促進します。

公園の整備・管理・活用

町民ニーズを踏まえて、既設の公園については、町民参加による再整備や管理を推進します。

また、「酒匂川沿い散策路・せせらぎづくり事業」で完成した、水路やひょうたん池での動植物の調査や観察会を実施するとともに、水路沿いの散策路や酒匂川堤防道路を活用したウォーキングコースの設定・案内看板の設置等を行います。

さらに、下山田地区の東京航空計器株式会社寄贈地について有効活用を図るため、整備・管理手法を検討します。

緑地の保全管理

丘陵地西側の斜面緑地について、地権者に対し継続的な管理を依頼し、町民の憩いの場としての良好な緑地環境の維持を図ります。

また、町内の緑化を推進するため、地域緑化制度の普及により、町民などによる自発的な緑化活動の促進や支援を行います。さらに、景観保全の立場から生垣の維持に関する支援制度の研究を行います。

「おいゆめの里」づくりの推進

荒廃区域の整備を継続的に実施するとともに、ボランティア団体と協働し、下草刈りや植樹など、身近な里山への復元と保全を図ります。

また、当地を活用した自然観察会など学習機会の提供を図るとともに、近隣農地での収穫体験等を組み合わせたイベントを実施し、交流人口の増加や地域農業の活性化につなげます。

2 都市基盤

(1) 市街地の整備

【現状と課題】

本町では、市街地と酒匂川沿いなどの田園地域からなる「平坦部地域」、緑豊かな自然と集落からなる「丘陵部地域」といった、それぞれの地域特性を活かしながら「おい都市マスタープラン」を基本指針とし、恵まれた自然環境と調和した秩序ある土地利用の実現を目指したまちづくりを推進しています。

特に、自然豊かな本町では、景観を保全し、自然環境と住環境が調和したまちづくりを推進する必要があります。

また、新たな市街地の整備では、特定保留区域に位置づけられた「金子吉原地区」の事業促進と、今後、事業再編による土地利用の転換が想定される相互台地区の企業用地について、その土地利用の促進を図る必要があります。

【施策の方向】

良好な市街地の整備を推進するとともに、地域の特性に応じた景観や住環境のバランスが取れたまちづくりを町民・企業・町が一体となって推進します。

新たな市街地の整備

良好な市街地を形成するため、「金子吉原地区」土地区画整理事業の促進を図ります。

また、相互台地区の企業用地については、状況に応じたふさわしい用途への転換や地区計画制度などを活用し、土地利用の適正化を推進します。

地域特性に配慮した住環境整備

それぞれの地域特性に配慮した、人にやさしくゆとりとうるおいのある住環境整備を推進するため、地区計画などの活用を検討します。

景観の保全

富士箱根連山、丹沢山塊、酒匂川の松並木など優れた自然景観やまちなみを保全するため、景観法に基づく様々な取り組みの研究を推進します。

また、広告景観形成地区における規制・誘導を図るとともに、当該制度の新たな区域への適用を検討します。

(2) 道路・水路

【現状と課題】

本町の骨格を形成する幹線道路網は、南北方向の国道255号と県道小田原松田線（酒匂川左岸縦貫道路）、東西方向の主要地方道御殿場大井線と都市計画道路金子開成和田河原線の4路線を軸として、周辺市町と結ぶ県道などにより構成されています。

こうした幹線道路網は、県により順次整備が進められていますが、特に、本町の新たな東西連絡道路となる都市計画道路金子開成和田河原線の県道小田原松田線（酒匂川左岸縦貫道路）以東については、早期事業化が望まれています。

一方、生活道路である町道については、バリアフリーに配慮した道路及び交差点の改良や歩道の整備など、町民が安心して安全に通行できるよう計画的な整備を推進するとともに、丘陵部地域における集落間を結ぶ道路の整備を推進する必要があります。

また、近年は、異常気象によるゲリラ豪雨や台風、市街地開発等に伴う雨水流出量が増大傾向にあることやJR御殿場線と交差する水路がボトルネックとなっていることから、排水施設の整備を推進する必要があります。

【施策の方向】

本町と周辺市町を結ぶ幹線道路の早期整備や町民が安心して安全に通行できる生活道路の整備を推進するとともに、雨水排水対策の推進を図ります。

幹線道路の整備

本町の新たな東西連絡道路となる都市計画道路金子開成和田河原線及び県道秦野大井線（篠窪バイパス）については、県など関係機関と調整を図りながら、早期整備を促進します。

道路の整備

道路及び交差点の改良や歩道の整備などにより、交通安全対策を計画的に推進し、誰もが安全に安心して利用できる道路の整備を図るとともに、「金手踏切」などJR御殿場線と交差する道路の改善を図るため、JRとの協議を進めます。

また、丘陵部地域における集落間を結ぶ町道の整備を推進します。

水路の整備

近年のゲリラ豪雨や台風、市街地開発等に伴う雨水排水対策を推進するとともに、ボトルネックとなっているJR御殿場線と交差する水路の改善策を検討します。

(3) 上水道

【現状と課題】

水道事業は、昭和41年度に町営簡易水道として始まり、その後、統合や拡張事業を行い平成11年4月から全町域へ給水しています。

今後、水需要の変化、将来想定を考慮した水道事業計画の見直しを行っていく必要があります。

また、配水管・配水池施設などの耐用年数等を考慮した、更新・改良を推進するとともに、必要に応じて耐震化を図る必要があります。

【施策の方向】

水の安定供給のため、老朽化した設備の更新・耐震化を図ります。

また、経営の健全化に努めます。

水道事業計画の見直し

近年の土地利用の変化や大口企業等の動向、節水傾向等を踏まえ、将来の水需要などの将来想定を考慮し、水道事業計画の見直しを行います。

水源の保全

安全で安定した水を確保するため、水源地周辺における原水の水量及び水質に影響が懸念されるような土地利用の変化について常に監視するとともに、情報収集に努めます。

施設設備の更新及び耐震化

水の安定供給を図るため、配水管をはじめ、各施設・設備等について、老朽化・耐用年数等に配慮しながら更新・改良を推進します。

経営の効率化・健全化

水道事業運営に関する総点検、適正な料金の検討を行うとともに、漏水調査や設備の点検等により有収率の向上に努め、より一層の経営の効率化、健全化を図ります。

節水意識の高揚及び情報の提供

限りある水資源の維持と有効利用を図るため、町民への節水意識の高揚・啓発及び水道水に関しての情報の提供を推進します。

(4) 下水道

【現状と課題】

これまで、公共用水域の水質の保全及び公衆衛生の向上を目指し、下水道の整備を効率的に推進するとともに、供用を開始した区域の接続率の向上を図ってきました。

増大していく下水道施設について、定期的な点検や清掃の実施により、ライフサイクルコストの縮減を図るとともに、経営の効率化・健全化や事業発展に努めていくことが必要です。

【施策の方向】

効率的な公共下水道の整備を図るとともに、経営の健全化に努めます。

公共下水道の効率的な整備

公共下水道の整備を計画的かつ効率的に推進するとともに、供用を開始した区域の水洗化率の向上を図ります。

健全な経営の推進

増大していく下水道施設について、定期的な点検や清掃の実施により、ライフサイクルコストの縮減を図ります。

また、適正な使用料を含め、経営のあり方を見直し等、より一層の経営の効率化・健全化を図ります。

(5) 鉄道・バス

【現状と課題】

公共交通は、主にＪＲ御殿場線と富士急湘南バスが運行されていますが、バス路線の維持・増強、駅周辺の整備等、公共交通機関を快適に利用していくためには改善すべき点があります。

これまで、町民の意向を踏まえた公共交通の利便性の向上等について検討し、関係機関へ働きかけを行ってきました。

今後も、輸送力の増強として、神奈川県輸送力増強促進会議などによる要望活動を継続して行うとともに、路線バスにおいては事業者・近隣市町との連携を強化し、町民の意向を踏まえた公共交通機関のあり方について検討し、関係機関へより一層、働きかけを行っていく必要があります。

また、ＪＲ御殿場線上大井駅及び相模金子駅においては、駅利用者が増加傾向にあることから、誰もが利用しやすい環境整備を推進する必要があります。

【施策の方向】

町民が生活交通として、便利かつ快適に公共交通機関を利用できるよう、関係機関への働きかけや駅周辺の整備等を推進します。

生活交通対策の充実

鉄道においては、神奈川県鉄道輸送力増強促進会議などによる利便性向上に資する要望活動を継続して行います。

また、路線バスにおいては、町民の意向を踏まえた公共交通のあり方について検討し、事業者をはじめ、関係機関へ働きかけを行うなど町民の生活交通を確保していきます。

利用しやすい環境づくり

J R 御殿場線上大井駅及び相模金子駅駐輪場の適正な管理を行うとともに、相模金子駅周辺の自転車歩行者道整備など、利用しやすい環境づくりを推進します。

第3節 安全

1 町民の安全・安心

(1) 消防・救急対策

【現状と課題】

火災発生時に円滑な消防活動が可能となるよう、消防水利等の消防施設や消防団をはじめとする消防組織の充実を計画的に図るとともに、火災予防意識の高揚を目的とした防火キャンペーンなどの消防対策を進めてきました。今後も、町民の大切な生命と財産を火災から守るため、さらに、消防施設及び消防組織の充実を図る必要があります。

また、救急対策については、足柄消防組合と連携し、救急体制の強化充実を図ってまいりましたが、今後も、更なる救急医療体制の強化充実を図る必要があります。

【施策の方向】

足柄消防組合及び消防団の強化・充実を図ります。

また、救急医療体制を強化し、災害時に適切な対応が可能なまちづくりを推進します。

消防体制と消防施設の充実

足柄消防組合及び消防団の充実強化とその連携を強めることにより消防体制の更なる向上を図るとともに、消防水利の確保及び老朽化した施設・器具の更新・維持管理等を計画的に実施することにより、消防施設などの充実も図ります。

また、県西地域2市8町における消防広域化について取りまとめた「広域消防グランドデザイン」をもとに引き続き調査検討を進めていきます。

防火意識の高揚

広報活動の充実など、消防団との連携により、町民の防火意識の高揚を図ります。

救急医療体制の強化

消防の充実とその連携を強めることにより、救急体制の更なる向上を図るとともに、災害時の医療救護体制の整備を推進するため、医療機関との連携の強化を図ります。

(2) 地域防災対策

【現状と課題】

地震や風水害等の自然災害に対する備えとして、被害を最小限に抑えるためにも、的確な情報伝達が重要となります。本町では、ホームページや広報紙において防災意識の高揚を図るとともに、

高齢者や障がい者に配慮した多様な伝達手段を検討していく必要があります。

また、今後も自主防災組織等の強化や防災施設の整備により、防災体制を充実させ、より災害に強いまちづくりを推進していく必要があります。

【施策の方向】

防災体制や施設の充実を推進するとともに、自然災害に対する防災教育を通じ、町民の防災意識の高揚を図ります。

地域防災計画の推進

大井町地域防災計画を柔軟に対応できる内容に見直しを行うとともに、計画に基づく計画的な防災対策を推進します。

防災体制と防災施設の充実

防災施設の充実を図るとともに、自主的なコミュニティ活動の促進、自主防災組織におけるリーダーの育成など、防災体制の充実を図ります。

防災意識の高揚

自然災害に関する適正な情報の提供を図るとともに、ホームページや広報紙など様々なメディアを活用して防災意識の高揚を図ります。

また、防災訓練の実施などをとおして、応急対策などの知識・技術の習得を図ります。特に、次代を担う子どもに対し、防災教育の充実を図ります。

災害に強いまちづくりの促進

地震などの自然災害を想定し、緊急輸送路の確保など、災害に強い都市整備を推進します。また、急傾斜地崩壊危険地域においては適切な対応措置を促進します。

(3) 防犯対策

【現状と課題】

近年、道徳観念の低下や地域社会の希薄化が進み、犯罪の発生しやすい環境が生まれ、犯罪形態の多様化が大きな社会問題となっています。

本町では、防犯ボランティア（にこにこパトロール隊）をはじめとする地域活動の拡充を図っています。

これからも、警察などの関係機関や防犯協会、自主防犯組織等との連携のもとに、より一層、地域ぐるみで犯罪の未然防止に努めていく必要があります。

【施策の方向】

関係機関との連携のもとに、自主的な防犯ボランティアなど、地域が一体となった防犯体制の充実を図るとともに、防犯施設の整備を推進します。

防犯対策と防犯施設の充実

関係機関との連携のもと、自主的な防犯ボランティアの活動への支援・強化など、地域ぐるみの防犯体制の充実を図ります。

また、防犯灯の設置など、防犯施設の整備を推進するとともに、防犯灯の設置及び管理について、更なる適正化を図ります。

防犯意識の高揚

防犯キャンペーンの実施により、町民の防犯意識の高揚を図ります。

(4) 交通安全対策

【現状と課題】

見通しの悪い交差点等に、カーブミラー設置等により、交通安全・事故防止を図ってきました。

また、交通安全教室や自転車の乗り方教室の実施等、交通安全対策を進めてきました。

今後とも、事故防止及び交通安全を図るため、安全な交通環境を確保するとともに、町民のルールやマナーの向上などの交通安全意識の更なる高揚を図り、警察・学校・地域など関係機関や団体と連携しながら、総合的な交通安全対策を推進していく必要があります。

【施策の方向】

交通安全意識の高揚を図るため、交通安全運動の実施や交通安全の学習機会を充実するとともに、交通安全施設の整備を進め、事故の未然防止を図ります。

交通安全意識の高揚

警察・学校・地域など関係機関や団体との連携のもと、交通安全運動や夜間街頭キャンペーン、広報紙の活用など、様々な機会をとおして交通安全意識の高揚を図るとともに、交通安全の学習機会を充実し、ルールの徹底やマナーの向上を図ります。

また、交通安全団体などの活動を支援します。

交通安全施設の整備

カーブミラーの設置・管理や横断歩道の設置要望をはじめ、交通安全施設の整備を推進します。

(5) 消費生活

【現状と課題】

近年、経済社会が複雑化・高度化したことにより、消費者を取り巻く環境は複雑かつ多様化し、悪質な訪問販売やインターネット、携帯電話など多種多様な形で消費者トラブルや被害の発生が増加しています。

本町では、安全で安心な消費生活を送れるよう、「南足柄市消費生活センター」を中心に相談体制の充実を図り、トラブル等について対応をしています。

今後とも、総合的な見地から未然防止とより良い解決策を得られるよう、適切な情報の収集・提供に努め、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができるよう啓発活動の充実を図るとともに、消費者一人ひとりが自立した意識をもち、消費生活の向上を図る必要があります。

【施策の方向】

消費者が安心して事業者との契約等ができるように、トラブル発生時の相談体制の更なる充実を図ります。

消費者の保護

消費生活の安定・向上を図るため、南足柄市消費生活センターを中心とした相談体制の充実を図るとともに、あらゆる機会を活用して消費者意識の高揚を図ります。

また、関係機関との連携のもと、適切な情報の収集・提供など啓発活動の充実を図ります。

第 4 節 健康・福祉

1 健康

(1) 健康づくり

【現状と課題】

誰もが生涯にわたって健康に暮らすことができるよう、食生活改善事業や心の健康に関する事業の実施、たばこやアルコールと健康との関係についての普及・啓発活動、歯の健康相談等、町民の

健康づくりに努めてきました。

運動不足・飽食・ストレスなどが誘因とされる生活習慣病ですが、近年、成人のみならず低年齢層にも同様の傾向がみられます。

また、少子化や核家族化により、育児不安をもつ親や虐待問題等が増加し、保護者が安心して育児を行えるよう、育児に対する支援の充実を図っています。

今後は、各医療機関や保健事業関係機関との連携のもと、年齢やニーズに応じた健康づくりの推進が必要となります。

【施策の方向】

生涯を通じて健康な生活を送れるように、町民の意識の啓発を図り、健康づくりなどの情報の提供を行います。

また、子どもの健やかな成長のため、保護者の育児に関する知識の普及に努めます。

幅広い年齢層にみられる生活習慣病の発生予防や、各種健康診査等、その後のフォローアップを強化するなど、健康づくりの体制を充実します。

健康づくりの推進

町民自らが健康に関する意識の向上を図るため、栄養・運動・予防・こころの健康などの情報を提供するとともに、各種健康診査の受診率や各種予防接種ワクチンの接種率の向上を図るなど、健康づくりの推進に努めます。

母子保健事業の充実

乳幼児健康診査・育児教室などにおける知識の普及および相談の充実を図り、保護者が安心して育児を行えるよう、支援していきます。

また、子どもの健康問題についての取り組みを強化するため、大井町子どもの健康づくりネットワーク推進協議会のもと、引き続き関係機関とのネットワークの充実を図り、特に、次代を担う若い世代の健全な育成を支えていくため、思春期保健の充実を図ります。

生活習慣病予防の強化

若年期からの健康的な生活習慣を確立し、特定健康診査や特定保健指導等により生活習慣病の発生予防を図るとともに、各種健康診査及びフォローアップの強化を図ります。

健康づくり推進体制の整備

各医療機関や母子保健関係機関との連携のもと、健康づくりの専門家や地域における健康リーダーの確保・育成、ボランティア活動の支援など、健康づくり推進体制の整備を推進します。

(2) 地域医療

【現状と課題】

現在、本町における町民の疾病、救急医療、夜間診療などの医療体制については、町内 15 か所の診療施設及び足柄上地区の各医療機関をはじめ、県西地区 10 病院の輪番制により対応しています。

また、平成 14 年度からは救命救急センターへの重症患者の搬送を行うドクターヘリ事業を導入したほか、足柄上病院に地域医療連携室が設置され、地域と医療の連携に効果をあげています。

今後は、更なる医療関係機関との連携強化に努め、大規模地震などの災害時医療救護体制の充実にも一層力を入れていく必要があります。

【施策の方向】

地域の医療機関と広域的な大規模病院との連携を強化し、診療体制の充実をはじめ、地域医療の発展を推進します。

また、関係機関との連携を図りながら、災害時における医療救護体制の整備・充実を図ります。

地域医療体制の充実

休日や夜間急患診療における診療体制の充実をはじめ、地域・町内医療機関・広域的な大規模病院との連携を強化し、地域医療体制の充実を促進します。

また、町民が安心して必要な医療サービスが受けられるよう、健康カレンダー、広報紙、ホームページなどを活用して、医療情報等の周知を図ります。

災害時医療救護体制の整備・充実

大井町地域防災計画に基づき、関係機関と連携を図り、災害時における医療救護活動が円滑に実施できる環境・体制づくりや医薬品等の備蓄や医療情報の提供など、災害時医療救護体制の整備・充実を図ります。

2 福祉

(1) 地域福祉

【現状と課題】

核家族化や少子高齢化、社会情勢の変化などに伴い、増大し続ける福祉サービス需要に対し、行政主導の福祉サービスでは十分な対応が望めなくなっています。そこで、公的なサービスと民間の活動との効果的な役割分担と協働のあり方が模索されています。

また、家庭や地域との連携を図りつつ、保健や医療とも一体となった総合的な福祉施策を推進していく必要があります。

【施策の方向】

地域における相互扶助の精神の啓発を図りながら、地域活動の基盤となる福祉コミュニティの形成を推進します。

また、高齢者や障がい者(児)を擁護するため、法律面や生活面で支援する仕組みを普及します。

福祉コミュニティの形成

ノーマライゼーションの理念の普及や地域における相互扶助の精神の啓発を図りながら、地域活動の基盤となる福祉コミュニティの形成を推進します。

また、福祉・保健・医療の連携による在宅福祉の支援体制の確立や民生委員児童委員を中心とした相談体制の強化、訪問による地域課題の把握などを推進します。

権利擁護のための制度やサービスの普及

高齢者や障がい者が財産管理のトラブルに巻き込まれたり、人間としての尊厳が損なわれたいないように、法律面や生活面で支援する仕組みを普及させます。

地域福祉活動計画との連携

町民、大井町社会福祉協議会、行政で設置する地域福祉プラン進行管理委員会を引き続き開催し、進捗状況の確認や見直し、課題の検討などを行いながら、効果的な地域福祉サービスの実現を図ります。

また、社会情勢の変化などに応じて、計画の見直しを行っていきます。

(2) 高齢者福祉

【現状と課題】

本町における65歳以上の人口は、平成21年9月末現在で3,474人、総人口に占める割合は19.2%で、そのうち要介護・要支援認定者は439人、65歳以上の人口に占める割合も12.64%となっており、高齢化が進み、要介護者も増加している状況です。

平成21年度大井町まちづくりアンケート結果によると、60歳以上の7割の方が行政の取り組みについて「高齢者福祉が重要である」という回答をされています。

今後も引き続き高齢化が進み、超高齢社会を迎え、要介護・要支援者が増加していくことが予想

されます。これを踏まえて、高齢者が要介護状態になることの防止や権利擁護を図ることなどを目的として、地域支援事業などの介護保険制度の推進・高齢者の社会参加や“支えあい”と“ふれあい”のある地域の福祉活動の支援が必要です。

【施策の方向】

地域支援事業（介護予防事業）を引き続き実施するとともに、高齢者が心身ともに健康で生活ができるように、社会参加を支援します。

さらに、介護保険の健全運営のため、給付の適正化などに努めます。

地域支援事業（介護予防事業）の推進

高齢者が要介護状態になることを防止するために、地域支援事業（介護予防事業）を継続して実施します。

特に、生活機能の低下している高齢者を早期に把握することに努めるとともに、効果的な介護予防事業を推進します。

また、地域包括支援センターにおいて、町民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援します。

介護保険の適切な運営

介護保険の円滑な運営を図るため、保健・医療・福祉が一体となったサービスの展開や質の向上を図り、要介護状態や要支援状態の軽減や悪化防止、介護予防の充実を図ります。

また、保険料収納率を高め、適切な給付管理に努めるなど、健全な財政運営に努めます。

高齢者の社会参加への支援

高齢者が生きがいをもって健康で暮らせるように、介護予防事業や老人クラブ、ボランティア活動などへの社会参加を積極的に支援します。

また、経験や知識、意欲を活かした就業など、高齢者の自立と活力ある生活を支援します。

（３）障がい者（児）福祉

【現状と課題】

本町の障がい者（児）数は、増加傾向にあるとともに、障がいの重度化・重複化、障がい者の高齢化も進行しています。

相談体制の整備・充実、在宅福祉サービスの提供、障がいの重度化の予防や早期療育による軽減を推進しながら、障がいのある方の暮らしやすい環境づくりを目指し、地域生活支援事業・自立支援給付の充実を図る必要があります。

【施策の方向】

関係機関と連携しながら、相談体制の整備・充実を図り、障がいの重度化の予防や早期療育による軽減を目指します。

また、障がい者（児）の社会参加を促すため、在宅障がい者への自立支援を推進します。

地域生活支援の充実

障がい者（児）の相談に対応し、相談支援事業者との連携・調整など各種在宅福祉サービスの提供と、福祉・保健・医療の関係機関が連携した相談体制の整備・充実を推進します。

また、障がいの重度化の予防や早期療育による軽減を目指し、在宅心身障がい児等訓練会をととした生活訓練の充実を図ります。

自立支援給付の充実

障害者自立支援法に基づき、在宅・施設で暮らす障がい者それぞれが必要とするサービスを受けられるよう、障がい程度区分認定、支給決定、サービス費用の支給などを適切に行います。

障がい者（児）の社会参加への支援

大井町障害者地域作業所「ほほえみ」を運営委託し、在宅障がい者の社会参加及び自立支援を行います。今後の地域作業所のあり方について、既存の制度上での事業実施の方向も含めて検討し、引き続き在宅の障がい者への支援の場をつくります。

また、障がい者の雇用を行う企業等や、ともしびショップ「ゆう」への支援を引き続き行います。

（４）児童福祉

【現状と課題】

核家族化の進行や共働き世帯の増加等により、子どもや家族を取り巻く環境は大きく変化し、子育ての支援をはじめとする児童福祉の重要性はますます高まっています。子育て支援センターの健全な運営の推進や、一時預かりを担うファミリーサポートセンターを充実させるため、広報紙などによるＰＲを行い、支援会員の増員に取り組んできました。

安心して子どもを産み育てられる生活を支援するため、国・県の補助基準を考慮し、子どもの医療、手当制度の実施を図るとともに、増加する保育所入所需要に応えるため、民間保育所と連携し、より質の高い保育所の運営に努める必要があります。

また、児童虐待に総合的に対応するためにも、地域住民や民生委員児童委員との連携・協力体制を整備強化する必要があります。

【施策の方向】

保護者・地域のニーズに対応した子育てを支援するとともに、より質の高い保育園運営を推進します。

また、児童虐待の防止・早期発見のために、福祉関係者だけにとどまらず、地域住民との連携・協力体制を整備します。

子育てへの支援

育児相談や親子の交流の場として、子育て支援センターの健全な運営を推進するとともに、各地区での親子の交流の場づくりを民生委員児童委員や地域の福祉団体等と協働して実施します。

また、育児支援を担うファミリーサポートセンターを充実させるため、広報紙などによるＰＲを行い、支援会員の増員を図ります。

保育体制・内容の充実

多様化する保育需要に対応するため、民間保育所との連携及び広域入所を活用するとともに、幼稚園との交流の促進や保育園と幼稚園・小学校がより連携できる体制づくりを研究するなど、保育施策の充実を図ります。

また、公立保育所においては、保護者・地域のニーズに対応し、より信頼され、質の高い保育所運営の創造に努めます。

子どもの医療、手当制度の実施

安心して子どもを産み育てられる生活を支援するために、国・県の補助基準を考慮し、子どもの医療、手当制度を実施します。

虐待防止対策の充実

児童虐待の防止、早期発見・早期対応、被害児童の保護など児童虐待に総合的に対応するため、大井町要保護児童対策地域協議会のもと、福祉関係者にとどまらず医療・保健・教育・警察、民生委員児童委員協議会などの地域住民との連携・協力体制を整備強化します。

放課後児童健全育成の推進

保護者の就労等により、放課後留守家庭になる小学校１年生から３年生の児童を対象に、指導員が放課後及び長期休業期間の一定時間を預かり、児童の健全育成と安全確保を図ります。

(5) 社会保障・勤労者福祉

【現状と課題】

町民が安心して医療を受けられるように国民健康保険の運営を推進するとともに、生活習慣病の予防や早期発見・健康増進のため、町民に情報を提供し、健康づくりを推進してきました。

今後とも、保険税の収納向上をはじめ、保険財政の健全化に努める必要があります。

また、低所得者世帯や勤労者の生活安定を図るため、経済的な支援が必要です。

【施策の方向】

安定した国民健康保険の運営を推進するとともに、生活習慣病の予防など、健康の保持増進を推進します。

また、安心して生活ができるように融資制度等による支援を実施します。

国民健康保険の適正な運営

安心して医療を受けられるように、安定した国民健康保険の運営を推進するため、国民健康保険税の適正な課税に努めるとともに、特定健康診査及び特定保健指導を実施し、生活習慣病の予防や疾病の早期発見等、健康の保持増進を図ります。

また、国による制度改革等が行われる際には、町民に不安や混乱が生じないような明確な説明や周知に努め、適正な制度の構築及び運営を図ります。

勤労者への支援

勤労者の生活の安定を図るため、生活福祉資金の貸付を関係金融機関と連携し、実施していきます。

町営住宅の適切な運営

居住基準の適正な管理に努め、適切に町営住宅供給が図られるように努めます。

また、町営住宅長寿命化計画に基づき、予防保全的な維持管理及び耐久性の向上を図ることで管理コストの削減に努めます。

第 5 節 産業

1 農業

(1) 農業

【現状と課題】

農業における担い手の不足や生産コストの増大による耕作放棄面積の拡大等、農業を取り巻く環境は全国的問題となっており、本町も例外ではありません。

しかし、食の安全性や食料自給率の見直し、都市住民の農村への憧れ等により、農業への関心が高まっていることも事実です。

本町では、農業振興基本計画に基づき、地形的な特性や自然環境に考慮しつつ、雨水排水施設等の都市基盤整備とあわせた農業用道水路等、農業生産基盤の整備を推進してきました。

また、生産・流通・販売の一貫した体制づくりや農産物のブランド化による販売力の向上を支援しています。そして、「おいゆめの里」では、都市住民に農産物等の販売と農業体験の拠点となる施設の整備等を検討してきました。

今後も、農業環境の保全と整備に努めていくとともに、農業者へは農薬使用の抑制や化学肥料にのみ頼らない、環境にやさしい農産物の生産に取り組み、付加価値をもった商品への転換を推進する必要があります。

また、担い手の支援対策や遊休農地解消対策、農業体験の機会等の提供による都市住民との交流を積極的に図っていくことが必要です。

【施策の方向】

農業生産基盤の整備を推進するとともに、担い手の支援対策や遊休農地解消対策、環境保全型農業等を推進します。

また、農業体験による都市住民との交流を図ることで農業の活性化を推進していきます。

農業環境の保全と整備

農村振興基本計画に基づき、地形的な特性や自然環境に配慮しつつ、雨水排水施設などの都市基盤整備とあわせた農業用道水路の整備や「いこいの里・相和整備構想」に基づく農業生産基盤の整備を行うとともに、既存施設の長寿命化を図るため、日常点検や計画的補修・補強など体系的な管理手法を検討します。

また、「耕作放棄地対策協議会」を設置して遊休農地の解消策を講じ、復元した農地を利用した農業体験の受け入れや担い手への農地利用集積などを推進します。

安全な農産物の生産

食の安全への意識の高まりを踏まえ、農薬使用の抑制や化学肥料にのみ頼らない、環境にやさしい農産物の生産に取り組み、付加価値をもった商品への転換を推進します。

都市と農村交流による農業の活性化

種々の農産物を産出する本町の特性を生かし、都市住民に農業体験の機会を提供します。特に子どもたちに、農作業を通じて、食の大切さを促すとともに、農業への理解教育にも取り組みます。

2 商業・工業

(1) 商業・工業

【現状と課題】

本町の商業については、沿道型商業や広域を対象とした商業施設が中心となっております。

小規模店舗では、ひょうたんカードの促進、町の特色を打ち出した特産品のPR、商工振興会への事業補助など独自の商業サービスの提供を推進してきました。

また、様々なイベントの企画・運営にあたり町内外の人々との交流を促進し、商業発展に努めてきました。

今後は、更なる地域社会の交流・貢献を促進し、各種団体が参画・連携して行う様々な集客イベントへの協力をし、産業の活性化を図る必要があります。

また、安定した財源確保及び地域の雇用促進のため、企業誘致に向け用地の確保・道路整備等の検討が必要です。

工業については、周辺環境に考慮した特色ある工業の育成を推進する必要があります。

【施策の方向】

地域商工業を支える関連団体へ支援を行い、交流事業等による活性化を図ります。

また、地域の雇用促進のため、企業誘致を推進します。

交流による商業の活性化

地域商工業を支える関連団体へ支援を行います。

また、産官連携のもと各種イベントの企画、運営にあたり、町内外の人々の交流の機会を提供することにより、産業の活性化を図ります。

工業の活性化

町内には、精密部品や木工製品などいわゆる「モノづくり」に熱意を持って取り組まれている事業所があります。これら事業所と作り出される製品を町のホームページや各種イベント等で広く紹介していきます。

総合的な産業施策

安定した財源確保及び地域の雇用促進のため、企業誘致に向けたインフラ整備等（用地の確保・道路等）の検討・推進を図ります。

また、自然環境や田園景観に配慮した計画的な土地利用を検討します。

3 観光

(1) 観光

【現状と課題】

本町は、自然豊かな町であり、町内のどこからでも四季折々の富士山を楽しめます。ひょうたん池から見える富士山は「関東の富士見 100 景」の一景にも選定されました。

また、多くの文化財もあり、多数の観光資源となりうるものが存在します。

現在まで、大井よさこいひょうたん祭・里山ふれあい祭・産業まつりなど様々なイベントの実施、農業体験・加工体験など各種体験プログラムの検討、ハイキングコースの整備・管理、観光情報の提供といった様々な観光の振興を図ってきました。

今後も、更なる観光振興のため、自然や歴史・風土などの地域資源を活用した観光拠点整備や周辺市町村と連携したハイキングコースの設置など観光ネットワークを整備する必要があります。

また、農業体験と温泉宿泊等、新たな観光プログラムを関係機関と検討しながら推進し、農業・商業・工業を結びつけたイベントを実施していく体制づくりが重要です。

【施策の方向】

地域資源を活用した観光拠点づくりを進めるとともに、周辺市町と連携した観光ネットワークの形成を推進します。

また、ガイドボランティアの育成や観光客受け入れ体制の整備・充実、各種イベントの実施等を通じて、入れ込み客の増加を図ります。

観光の場と仕組みづくり

観光の振興を図るため、自然や歴史・風土などの地域資源を活用した観光拠点や周辺市町村と連携し、ハイキングコースの設置など観光ネットワークの整備を推進します。

また、農業・商業・工業を結びつけたイベントを実施していく体制づくりを図ります。

ホスピタリティの醸成

来訪者受け入れ側としての、もてなし方法などの研究・研鑽機会の提供を行い、リピーターの増加を図ります。

また、「おいゆめの里」来訪者に対し、生息する動植物の解説を行うガイドボランティアの育成について検討します。

広域連携の推進

国際的観光地を擁する県西地域の特性を活かし、本町での農業体験と温泉宿泊等、新たな観光プログラムを関係機関と検討しながら進めます。

第 6 節 教育

1 学校教育

(1) 幼稚園教育

【現状と課題】

本町では、3 年保育に対応した教員の確保や施設の整備、幼稚園・保育園との交流活動等を図っ

てきました。

今後も、幼稚園・保育園との交流活動の促進や幼稚園、小・中学校の連携による一貫した教育の充実を図るなどの必要があります。

【施策の方向】

幼稚園から小学校への円滑な接続を実現するための教育活動の充実を図ります。

幼稚園教育の充実

3年保育体制を踏まえた教育活動を充実させるため、教育課程と教育環境の整備を図るとともに、教員の資質の向上に努めます。

また、保育園や小学校との交流活動を充実させるとともに、情報交換や連絡調整を密にすることにより、小学校教育への円滑な接続を推進します。

(2) 小・中学校教育

【現状と課題】

昨今、生活環境や社会環境の急速な変化により、児童・生徒を取り巻く環境が大きく変化・多様化しており、学力の向上だけでなく、心の豊かさや思いやり、規範意識の醸成等が学校教育に求められています。

本町では、これまで様々な教育活動を通じて、地域住民との交流を図るとともに、学校・家庭・地域が連携し、個性と人間性豊かな児童・生徒の育成に努めてきました。

また、いじめ・不登校問題に対応する教育相談、障がいの有無に関わらず、支援を必要とする子どもに適切な指導を行うための就学相談の充実を図り、個に応じた一人ひとりを大切にする教育に努めてきました。

今後は、生きる力のより一層の育成と社会の変化に対応した教育の推進を図る必要があります。

【施策の方向】

小・中学校間の連携や交流を推進し、学校教育の充実を図るとともに、教育環境の整備・充実に努めます。

教育活動の充実

学習指導要領の主旨に基づき、確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成を重視し、学力向上支援事業を取り入れることなどにより、生きる力を育む教育課程の充実を図ります。

情報教育の推進

情報機器を使用する上でのルールやマナー、個人情報や著作権等の情報モラルに関する指導などをとおして、更なる情報教育の充実を図ります。

支援教育の充実

障がい等の有無に関わらず、いじめ、不登校などを含め、学校生活において支援を必要とする子どもに応じた適切な支援教育を推進します。

施設・設備の整備

老朽化、安全性の確保に対応した施設・設備の整備・改修と、適正な維持管理を推進します。

幼稚園、保育園、小・中学校連携の充実

幼稚園教育要領や小・中学校学習指導要領を踏まえ、調和のとれた教育課程の編成に努めます。

また、幼稚園、保育園、小・中学校間の連携や交流を推進し、教育情報の共通理解・情報交換に努め、幼稚園、保育園、小学校、中学校への円滑な接続を図ります。

2 社会教育

(1) 青少年の育成

【現状と課題】

急速な少子化の進行や就業形態の多様化、情報化社会の進展等により、若者を取り巻く環境が大きく変化しています。このような状況の中、非行・犯罪の低年齢化、引きこもり、いじめ等、若者の社会的自立の遅れが問題となっています。

青少年の健全育成の重要性について、町民一人ひとりの認識を深め、学校、家庭、地域社会等が連携し、地域全体が協力して取り組んでいく必要があります。

本町ではこれまで、地域の各種団体との連携のもと、青少年の地域行事への積極的な参加の促進や長期休暇中の夜間パトロールの実施などに努めてきました。

また、自然体験の少なくなった子どもたちへは、地元での自然とのふれあい体験や、集団活動をとおりて連帯感を深めて助け合いの精神を養うことができるキャンプ等を開催してきました。

今後はこれらの活動や様々な行事の更なる充実を図りながら、青少年がのびのびと健やかに成長することを実現するために、地域全体が一致協力して取り組んでいく必要があります。

【施策の方向】

社会の変化に対応できる資質と意欲をもち、広い視野をもった青少年を育成するため、学校・家庭・地域などとの連携を図りながら、広く町民の理解と協力を得て、青少年の健全育成を推進します。

—— 青少年の健全育成の充実

青少年の健全な育成を図るため、学校・家庭・地域が連携しながら、健全な環境づくり、非行防止活動の実施、地域教育力の向上などを推進するとともに、指導者の育成や団体活動の支援など健全育成事業を推進します。

(2) 学習機会の充実

【現状と課題】

一人ひとりが、生き活きと楽しく積極的に生きるために、それぞれのライフステージに応じて、自ら学習の方法や手段を講じながら、文化やスポーツ、芸術活動、趣味、ボランティア活動等、生きがいを見出し、自己実現を達成するために生涯を通じて学んでいくことが求められています。

本町では、ともに学び、ともに活動できる環境づくりを目指し、学習機会の充実に努めてきました。

今後も引き続き、学習機会の提供、自主的な学習の支援、地域に根ざした学習環境づくりを支援・推進していき、子どもから高齢者まで、いつでも学習できる情報や場の提供を推進していく必要があります。

【施策の方向】

町民がいつでも学習できる情報や場の提供を推進するとともに、学習活動への支援や学習基盤の整備を図ります。

また、地域に根ざした学習の環境づくりの推進に努めます。

—— 学習機会の提供

大井町生涯学習推進計画に基づき、子どもから高齢者まで、いつでも学習できる情報や場の提供を推進するとともに、引き続き、町ホームページに掲載する生涯学習情報センターによる生涯学習情報の提供にも努めていきます。

また、町民が気軽に利用できるよう社会教育施設の充実を図るとともに、効率的な運営を図

ります。

自主的な学習の支援

町民の多様なニーズを踏まえながら、町民による自主的な講座・教室の開催を支援・促進するとともに、各種団体の連携の強化や団体リーダーの育成、学習相談体制の強化など、活発な学習活動を支援します。

地域に根ざした学習環境づくり

地域のよさを学び、地域への誇りを醸成する機会や場の充実など、地域に根ざした学習環境の場づくりを推進します。

(3) 文化財の保護と活用

【現状と課題】

本町には、土偶や往生要集といった国指定重要文化財をはじめ、多くの有形・無形文化財があります。

近年、町民がそれらに親しむ機会が少なくなっていますが、後世に伝え残すためにも、有形文化財については、適正に保護・管理する必要があります。

また、篠窪麦打唄や祭りばやしなどの無形文化財については、その文化の継承を図るためにも後継者を育てていく必要があります。

【施策の方向】

文化財の適正な保護と管理体制を整え、生涯学習などへの活用を推進します。

文化財の保護

文化財の保護方法の検討や指定文化財に対する維持管理の助成などにより、文化財の保護・管理を推進します。

文化財の活用

文化財の活用方法の検討や案内板の整備などにより、町民が身近に文化財に親しめ、郷土を学び、誇りを醸成するような環境づくりを推進します。

(4) 生涯スポーツ

【現状と課題】

近年、幅広い世代において、体力づくり・健康づくりへの関心が高まっています。

本町では、町民のニーズを踏まえながら、町民体育大会の開催や学校体育施設の開放等、気軽にスポーツができる環境づくりに努めてきました。

今後も、町民の体力・健康づくりへ活かせるよう、競技力の向上を目指し、各種大会への積極的な参加や気軽に楽しめるスポーツを研究していく必要があります。

【施策の方向】

スポーツ拠点の整備や各種スポーツ大会の開催、指導者・団体の育成、推進体制の強化を通じて、町民の体力・健康づくりを推進します。

生涯スポーツ活動の充実

町民ニーズを踏まえながら、気軽に参加できるスポーツ活動の機会の提供に努めるとともに、スポーツ指導者を育成することにより、スポーツ人口の増を図ります。

また、県等が主催する大会への積極的な参加により競技力の向上を目指すとともに、スポーツ団体の育成を通じて地域に根ざしたスポーツ環境の形成に努めます。

スポーツ施設の充実

スポーツ施設を多くの町民が有効かつ効率的に利用し、町民の健康づくりへ活かせるよう、

各スポーツ施設の適切な維持管理や学校体育施設の開放を引き続き推進するとともに、気軽に楽しめるパークゴルフ場施設の整備を研究します。

第7節 計画の推進にあたって

1 行政運営

(1) 行政運営

【現状と課題】

少子高齢化社会の到来や高度情報化の進展、国際化などの社会情勢の変化や町民の価値観の変化に伴い、行政が取り組む課題は多様化・複雑化しています。そして、行政改革を継続的に推進し、一層の地方分権に対応した効率的な行政運営が求められています。

本町では、歳入の大幅な増加が見込めない中で、経常的経費の削減や電子化による行財政運営の簡素効率化を推進してきました。今後とも、各種情報システムの充実を図るとともに、町民のニーズや国の政策など様々な環境の変化に対応できる行政運営を推進する必要があります。

町税については、適正に課税・徴収し、安定した財源の確保に努める必要があります。

【施策の方向】

柔軟で横断的な行財政運営を推進するために、行政評価を行い、事務改善や事務事業の効率化を図るとともに、組織機構の適正化や行政サービスの見直しなど行政改革を推進します。

また、自主的な財政運営を実現するため、財政構造の健全化を図るとともに、安定的な財政運営に努めます。

行政改革の推進

行政評価を行い、事務改善や事務事業の効率化を図るとともに、組織機構の適正化や行政サービスの見直し、指定管理者制度の検討などの行政改革を推進し、柔軟で効率的な行政運営を行います。

また、職員定数の適正化に努めるとともに、職員数に応じた効率的な職務遂行に向け、職員の資質向上を図ります。

計画的な財政運営

計画的な財政運営の指針となる財政計画に基づきながら、財源の安定確保や投資的経費の計画的な配分、財政構造の健全化を推進し、長期的に収支のバランスが取れた安定的な財政運営に努めます。

財源の確保

税制に基づき、また、制度改正等に柔軟かつ迅速に対応し、町税の適正な課税に努めます。併せて徴収対策については、強制処分等の方法により、公平、公正に取り組みます。

また、新たな財源の研究を行い、財源の確保に努めます。

(2) 情報化の推進

【現状と課題】

町民と町とがいつでも正確な情報を取得するためにも情報ネットワーク化を推進し、ホームページによる情報提供など、行政サービスの向上やコストの縮減に努めてきました。

多様化・広域化する行政需要に対応し、効率的に事務を処理するために、更なる行政事務の電子化に取り組み、行政手続きの簡素化や利便性の向上に努める必要があります。

また、情報資産を適切に保護するため、「情報セキュリティポリシー」の運用、安全・安心な情報化社会の充実を図る必要があります。

【施策の方向】

効率的な情報基盤の整備・充実を図るとともに、情報セキュリティポリシーの遵守、情報資産保護の徹底など、安全・安心な情報化社会の構築に努めます。

効率的な情報化の推進

行政運営の効率化及び質の高い町民サービスを目指し、広域的なシステム構築等の検討や電子申請・届出システムを利用したオンライン手続きを拡張し、利用促進を図ります。

情報セキュリティの確保

行政事務の電子化に伴うリスクに対応するため、内部監査や職員を対象としたセキュリティ研修を実施し、更なる高い水準でのセキュリティ確保に努めます。

2 広域行政

(1) 広域行政

【現状と課題】

経済の発展や交通手段等の発達により、通勤や通学、買い物等、人々の経済活動の範囲や、日常生活における行動範囲は既存の行政区域を越えて広がっています。こうした変化に伴って、行政に対する町民のニーズも多種多様化しています。

本町では、今後ともこのような状況のもとで多様化・広域化する行政需要に対応し、かつ住民サービスの向上を図るため、近隣市町と互いに連携し、広域的な視点から調整を図りながら、行政サービスの効率的な運営に努める広域行政を推進していく必要があります。

【施策の方向】

多様化する行政需要に対応するため、一部事務組合の共同運営を継続的に進めるとともに、近隣市町との連携・調整を図り、効率的かつ効果的な広域行政体制の充実に努めます。

広域行政体制の充実

増大する広域行政課題に適切に対処するため、一部事務組合の共同運営を継続的に進めるとともに、今後も近隣市町との連携・調整を図り、広域行政体制の充実に努めます。